

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第10号

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2章 県立学校通則 第3節 職員組織等</p> <p>(実習指導員) 第17条の4 略</p> <p><u>(実習助手の呼称)</u> 第17条の5 <u>実習助手は、実習教諭と称することができる。</u></p> <p>(事務部長等) 第18条 略</p> <p>第4節 学校評価</p> <p><u>(自己評価)</u> 第20条の4 <u>学校は、毎年、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</u></p> <p><u>(学校関係者評価)</u> 第20条の5 <u>学校は、毎年、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒等の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p>	<p>第2章 県立学校通則 第3節 職員組織等</p> <p>(実習指導員) 第17条の4 略</p> <p>(事務部長等) 第18条 略</p>

(評価結果の報告)

第20条の6 学校は、第20条の4第1項の規定による評価及び前条の規定による評価の結果を、遅滞なく、教育委員会に報告するものとする。

第5節 施設、設備の管理等

(主事)

第42条 香川県立香川中部養護学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

第4節 施設、設備の管理等

(主事)

第42条 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。